

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	一般社団法人静岡県社会福祉士会
所 在 地	静岡市葵区駿府町 1-70
評価実施期間	平成 28 年 7 月 28 日～ 平成 29 年 3 月 24 日
評価調査者番号	① H18-b003(c 追認) ② H18-b001

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：みなみしま保育園 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名：伊藤 孝 (管理者)	開設年月日 平成 17 年 4 月 1 日
設置主体：社会福祉法人天竜厚生会 経営主体：社会福祉法人天竜厚生会	定員 150 名 (利用人数)
所在地：〒437-1209 静岡県磐田市南島 169-1	
連絡先電話番号： 0538 — 55 — 6255	FAX番号 0538 — 55 — 6254
ホームページアドレス	http://www.tenryu-kohseikai.or.jp

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・乳児保育事業 ・病後児保育事業 ・障害児保育事業 ・祝日保育事業（自主事業） ・相談事業	・入園式 ・誕生会 お泊り保育 ・こいのぼり集会 ・七夕集会 ・納涼祭 ・運動会 ・お月見会 ・ウミガメ放流 ・祖父母参観 ・七五三参拝 ・餅つき会 ・ひなまつり集会 ・卒園式
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要
・0歳児室 ・午睡室 ・1歳児室 ・2～3歳児室 ・4～5歳児室 ・遊戯室 ・一時保育室 ・ランチルーム ・子育て支援センター	・厨房 ・浴室 ・トイレ ・プール ・遊具 ・教材室 ・病後児保育室

職員の配置

職 種	人 数	職 種	人 数
園 長	1名	主任保育士	1名
保育士	29名	嘱託医	1名
看護師	1名	栄養士	1名
調理員	3名		

2 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

- ・基本理念、保育・教育の理念の記載がある「子育て通信」を自治会から各家庭に回覧するなど、地域住民に対して十分な理解を促す取り組みを行っています。
- ・職員は品質目標月別達成表を毎月記入し、意識向上に意欲的に取り組んでいます。さらに、自己評価表を毎年職員が実施することで、園の弱点を把握し、来年度の事業計画に反映しているなど、保育園の質の向上を積極的に行ってています。
- ・地域の子育て支援事業として、一時預かり事業、地域子育て支援事業を積極的に実施し、地域ニーズに応えて病後児保育、延長保育など多様な支援活動にも取り組んでいます。
- ・運動や遊びが楽しめるような環境を整えています。また、基本的な生活習慣を身につけるひとつの事例として、子どもが自分で着脱しやすいようなロッカーヘの衣類の入れ方を工夫して掲示しています。
- ・「ふわピカことばを広めよう」という目標を掲げ、毎月一人ひとりの職員がセルフチェックをして、子どもに対する言葉遣いの振り返りをしています。
- ・子どもたちが食に関心を持てる体験として、子どもたちが畑で育てた作物を調理して給食で食べるほかに、年長児は毎年味噌つくりと沢庵漬けを地域住民と共に行っています。
- ・就学に向けて小学校生活のイメージを持ちやすいように、子どもたちは小学校の行事に参加し、給食体験をしています。保護者にも小学校生活の見通しが持てるよう、懇談会や卒園生を招いて小学校生活を語ってもらう「里帰りの会」を実施しています。
- ・防災対策で地域の消防署と連携し、防災訓練の実施、地震津波対策では海からの距離を念頭に地域の避難施設を確保し、責任者の明確化及び地震発生等の安否確認方法の明記等の取り組みがされています。

◆ 特に改善を求められる点

- ・救急箱の備品のリスト化が望まれます。
- ・事故防止、感染対策、衛生管理、不審者対応等のマニュアルが整備され、担当者も決められていますが、法人で作成されたマニュアルに自園の状況を加味して作成したものを受け加えるなどの工夫が望されます。
- ・利用者満足度調査、クラス懇談会、保育参加をそれぞれ年に1回実施して、保護者の意向の調査、分析、改善を行い、結果を掲示していますが、検討会議への保護者の参画はありません。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

慌ただしい日々の中で、徐々に意識が薄れてしまう『何のために、誰のために』という目的やねらいについて、また、自園強み・弱み等の現状を、今回全職員で改めて見直すことができました。

この受審をきっかけに、さらに質の向上を目指して、保育での実践、地域の中での活動等、子どもを真ん中に保護者の方と手を取り合いながら、今後も改善しながら行っていきたいと思います。

4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ	<ul style="list-style-type: none">法人の基本理念、保育・教育理念、経営方針、保育・教育方針を事業計画・保育経営書に明記し、全職員に配付、さらに職員会議で園長より説明、討議することにより、法人と保育所の使命・役割を全職員が理解しています。保護者へは入園式・進級式に園長より説明し、「子育て通信」で全保護者に配付しています。基本理念の記載のある「子育て通信」を自治会から各家庭へ回覧しています。
2 計画の策定	<ul style="list-style-type: none">中期経営計画は、組織体制、人材育成の課題や問題点の解決に向けて具体的な内容になっており、各年度の事業計画になっています。事業計画は各職員の意見を集約して作成し、3月に園長から職員会議で説明しています。保護者には、4月の入園式・進級式に年間計画表など解りやすい工夫をして説明しています。
3 管理者の責任とリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none">園長は職員に品質目標別達成表を毎月記入してもらい、保育の質の向上について職員の意見を取り入れています。自己評価表を毎年、全職員に実施し、その中で園の弱点を把握、来年度の目標とするなど管理者としてのリーダーシップを発揮しています。災害・事故等には、園長は防火管理者として役割を明確化しています。
評価対象Ⅱ	<ul style="list-style-type: none">月次経営成績表・基本事業年度比較表などで人件費、稼働状況・在園児の推移等のコスト分析を行い、職員に必要な情報は回覧及び職員会議で説明・検討するなど、経営状況の分析・改善に向けた取組を行っています。法人本部で外部監査を実施し、経営改善を実施しています。
	<ul style="list-style-type: none">正規採用職員には人事制度要綱に基づき、客観的な人事考課が実施され、園長は各職員と個別面接を通してフィードバックを行っています。

2 人材の確保・養成	・職員の面談やストレスチェックを実施し、メンタルヘルス推進室に専門の相談員を配置し、希望により職員が相談しやすいような組織の工夫をしています。
3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事故・感染など緊急時の各マニュアルが整備され、事故解決責任者・衛生推進者など担当が決められています。さらに、職員会議でリスク・事故収集などの検討が実施されています。 ・毎月、防災訓練が実施され、地元の消防署との合同訓練など地域との連携も行われています。
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所が有する機能を地域の保護者や子どもに開放・提供する事業として、一時預かり事業・地域子育支援事業を実施しています。 ・子育てニーズに応じて、病後保育・延長保育を実施し、地域の子育て家庭に対する支援を行う役割を担っています。 ・支援センター職員が地域の公民館に出向いて、子育て相談をするなど、多様な支援活動をしています。
評価対象Ⅲ	
1 利用者本位の福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・性差を意識しない保育計画を策定しています。子どもの人権に関する研修に参加し、職員会議で報告をして共通理解を図っています。 ・保育ハンドブックにプライバシー保護についての姿勢や考え方方が明示され、保護者に毎年、個人情報の取り扱いについて書面を配付して説明をしています。毎日の連絡ノートは裏返しにはなっており、誰でも手にできるところに置かれています。 ・毎日の家庭での朝食の喫食状況を記録してもらい、把握しています。子どもたちの喫食状況の良い献立のレシピを用意しています。保育参加で保護者が給食を試食する機会をもち、食の相談にも応じています。 ・入園及び進級時に、相談についての説明があり、相談受付の掲示をしています。意見箱、連絡ノート、電話、口頭など様々な手段を利用できる体制があり、職員全員が相談を受け付けています。 ・相談援助の責任者が決められ、マニュアルや保育園での対応が困難な場合は法人で対応ができる体制が整っています。
2 サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・保育理念や保育課程に基づいた標準的な実施方法が作成され、実施の状況は月間指導計画に週単位で記載されています。 ・既往症や予防接種の状況を把握し、年度途中で行われた予防接種等は家庭調査票に保育園で追記をしています。手洗い、うがい等の保健計画を日案で立てています。 ・子どもたちが自由に遊べる時間や空間があり、異年齢

	<p>の子どもとの交流や当番活動を通じて、子どもたちが自発性や役割を果たし、また社会的ルールを身につけられるよう働きかけています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間保育は、利用する人数や時刻に合わせて部屋を移動するなど、子どもたちが落ち着くよう配慮し、子どもの生活リズムが崩れない程度の軽いおやつを提供していますが、恒常に長時間保育の子どもについての個別保育計画に長時間保育についての記載はありません。 ・月1回のクラスカンファレンスで子どもや保護者の情報の共有と、保育や支援のあり方を検討しています。
3 サービスの開始、継続	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい言葉や写真を用いて作成したパンフレットは、市役所の担当窓口にも置いています。 ・入園前の面接や入園時に渡す「入園のしおり」を使い、サービスの開始について分かりやすく説明をし、同意を得ています。 ・サービスの変更にあたり、引継ぎについてはハンドブックに記載し、変更後の相談は園長が担当することを明示していますが、それらを記載した文書を保護者に渡していません。
4 サービス実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・保育課程は保育指針や保育目標を踏まえて職員が参画して編成し、定期的に評価・見直しをしています。 ・重要事項説明書に基づいて、保護者に保育計画を策定することの説明をし、同意を得ています。 ・指導計画は定期的に見直し、保育の改善に生かしています。個別保育計画は、評価した結果を次の計画に生かすとともに、保護者の意向にも配慮しています。

5 評価細目の第三者評価結果

評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	
① 理念が明文化されている。	A
② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。	
① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	B

I - 2 計画の策定

		第三者評価結果
I - 2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	① 中・長期計画が策定されている。	A
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I - 2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	① 事業計画の策定が組織的に行われている。	A
	② 事業計画が職員に周知されている。	A
	③ 事業計画が利用者等に周知されている。	A

I - 3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I - 3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A
I - 3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	A
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II - 1 経営状況の把握

		第三者評価結果
II - 1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	A
	③ 外部監査が実施されている。	A

II - 2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II - 2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A
	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	A
II - 2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
	② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	A
II - 2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A

	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。 ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。 ④ 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	A A A
II-2-(4)	実習生の受け入れが適切に行われている。	
	① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	A

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1)	利用者の安全を確保するための取組が行われている。	
	① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。 ② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。 ③ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。 ④ 発生した事故を把握している。 ⑤ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。 ⑥ 安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。 ⑦ 事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。	A B A A A A A

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1)	地域との関係が適切に確保されている。	
	① 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。 ② 施設が有する機能を地域に還元している。 ③ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A A A
II-4-(2)	関係機関との連携が確保されている。	
	① 必要な社会資源を明確にしている。 ② 関係機関等との連携が適切に行われている。 ③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	A B A
II-4-(3)	地域の福祉向上のための取組を行っている。	
	① 地域の福祉ニーズを把握している。 ② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

II-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1)	利用者を尊重する姿勢が明示されている。	
①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	A
②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	A
③	子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A
④	子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	B
⑤	職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	A
III-1-(2)	利用者満足の向上に努めている。	
①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	B
②	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	A
③	子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
④	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	A
⑤	沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。	A
⑥	排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
III-1-(3)	利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
①	施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	A
②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
④	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
⑤	相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	A
⑥	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	A
⑦	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

III-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1)	質の向上に向けた取組が組織的に行われている。	
①	保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	A
III-2-(2)	個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。	
①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	A
②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A

III-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	A
III-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑥ 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑦ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑧ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑨ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	A
III-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	A
III-2-(6) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A
III-2-(7) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

III-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
III-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A

Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	A
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	A
	② 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
	③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	A
	④ サービス実施計画を適切に策定している。	A
	⑤ 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	A